



**ご契約の際には、「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。**

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は特別勘定の運用方針・投資対象についてご説明しております。

**【「ご契約のしおり・約款」記載事項の例】**

- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)制度について
- 告知義務と告知義務違反について
- 保険会社の責任開始期について
- 死亡保険金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

**【「特別勘定のしおり」記載事項の例】**

- 特別勘定について
- 投資対象となる投資信託(特別勘定で組入れる投資信託)に関する詳細な内容

この商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

**生命保険募集人について**

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。担当者(生命保険募集人)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

**変額個人年金保険の販売資格について**

変額個人年金保険は(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(社)生命保険協会に変額保険販売資格が登録された者のみが募集を行うことができます。なお、生命保険募集人の資格、権限等に関する確認をご希望される場合は、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール/0120-60-1221)までお問合せください。

**銀行預金等との違いについて**

変額個人年金保険「秋・花ざかり」はクレディ・アグリコル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。  
預金とは異なり、元本保証はありません。また預金保険制度の対象ではありません。

**「生命保険契約者保護機構」について**

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

<生命保険契約者保護機構> 03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

**募集代理店からのご説明事項**

- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、募集代理店とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 募集代理店の取扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において募集代理店の他の業務に利用する場合があります。
- 今回の保険募集に関する募集代理店とお客さまの取引が、募集代理店におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
- 募集代理店は、変額個人年金保険「秋・花ざかり」の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては当社では個人年金保険をお申込みいただけない場合があります。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

【募集代理店】  
株式会社りそな銀行

【引受保険会社】  
クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル  
カスタマーサービスセンター / ☎0120-60-1221  
Webサイト <http://www.ca-life.jp/>

【共同募集代理店】  
ジェイアンドエス保険サービス株式会社



この先の楽しみも  
たくさん咲きますように。

育むゆとり、すぐお手元に。

[変額個人年金保険]

秋・花ざかり

近い将来への手ごたえ。遠い将来への安心。  
ただ備えるだけでなく、きちんと先を見据えてゆとりを育みたい。  
そんな思いに応える変額個人年金保険です。

募集期間 平成21年9月14日(月)～平成21年10月30日(金)



秋・花ざかりは、  
今の暮らしを楽しみながら、  
安心とゆとりを育みます。

### ご契約前に必ずご確認ください

- 変額個人年金保険「秋・花ざかり」はクレディ・アグリコル生命保険株式会社(以下「当社」といいます)を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なります。
- 投資リスクについて  
この商品は一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定で運用し、特別勘定の運用実績によって積立金額、死亡保険金額、解約払戻金額、及び将来の年金額が増減するしくみの保険商品です。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクなどのリスクがあり、運用実績によってはご契約者がお受取りになる年金額や解約払戻金額が一時払保険料相当額を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。これらのリスクはご契約者に帰属しますのでご注意ください。  
投資リスクについての詳細はP10、P13をご覧ください。
- 解約、一部解約をした場合、既に受取られた収益分配金を考慮しても、解約払戻金額は一時払保険料相当額を下回るおそれがあります。

### 諸費用について

この商品にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険関係費用」、「運用関係費用」と年金支払期間中の「年金管理費用」の合計額となります。詳細はP17をご覧ください。

- ①契約初期費用⇒お申込みいただいた一時払保険料に対して5%。
- ②保険関係費用⇒特別勘定の積立金に対して年率0.86%。  
※金融市場型の特別勘定「特別勘定マネープールCA2」に積立金が繰入れられる場合、「特別勘定マネープールCA2」の運用収益率が年率0.86%未満のときは、保険関係費用は1保険年度180日まで「特別勘定マネープールCA2」の運用収益相当額を上限とします。
- ③運用関係費用⇒特別勘定の運用に関わる費用。  
運用手法の変更や運用資産額の変動等により、将来変更される可能性があります。
  - 1.信託報酬 →単位型タイプの特別勘定が投資する投資信託の元本総額に対して年率0.2625%(税込)。
  - 2.その他の費用 →信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の運用に関わる費用です。  
費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため、表示することができません。※「特別勘定マネープールCA2」の投資対象となる投資信託の信託報酬はP10\*2をご覧ください。
- ④年金管理費用⇒年金支払金額に対して1%。

## Contents

●秋・花ざかりのしくみと特徴	3
●お取扱いについて	8
●特別勘定について	10
●単位型タイプの特別勘定について	11
●単位型タイプの特別勘定の投資する投資信託(ファンド)について	12
●税金のお取扱いについて	14
●お申込みからの流れ	15
●ご契約について	16
●諸費用について	17
●情報提供・サービスについて	17
●クレディ・アグリコル・グループについて クレディ・アグリコル生命について	18

# 秋・花ざかりのしくみと特徴

近い将来への手ごたえ。遠い将来への安心。ただ備えるだけでなく、きちんと先を見据えてゆとりを育みたい。

そんな思いに応える変額個人年金保険です。

## 秋・花ざかりの全体イメージ

### 【しくみ図】



運用期間は単位型タイプの特別勘定で運用する期間であり、積立期間とは異なります。

当初設定された単位型タイプの特別勘定が償還した場合、積立金は「特別勘定マネープールCA2」に移転されますが、市場環境等に応じ単位型または追加型タイプの特別勘定を追加設定することがあります。

### ⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 単位型タイプの特別勘定の償還時の積立金額は一時払保険料相当額を超えて増加することはありません。最大で一時払保険料相当額です。
- 解約払戻金、年金原資等には最低保証はありません。
- 「特別勘定マネープールCA2」で運用する場合、「特別勘定マネープールCA2」の運用収益率が年率0.86%未満のときは、保険関係費用は1保険年度180日まで「特別勘定マネープールCA2」の運用収益相当額を上限とします。1保険年度180日を超えると、保険関係費用が年率0.86%差引かれますのでご注意ください。
- 各種費用についてはP17をご覧ください。

\*ご契約時において年金額は確定していません。将来お受取りになる年金額は、年金原資額にもとづき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。  
 \*当図はイメージ図であり、将来の収益分配金額、積立金額、年金原資額、年金額等を保証するものではありません。  
 \*当図および表記は一部解約等があった場合を想定しておりません。  
 \*特別勘定については「特別勘定について」をご覧ください。詳しくはP10~13をご覧ください。  
 \*スタート株価、ファイナル株価等は、臨時の祝休日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価終値のない日がある場合等、単位型タイプの特別勘定の投資する投資信託に組入れたユーロ円債の計算代理人(引受証券会社)及び委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

## Point 1 原則として毎年1回 収益分配金を受け取れます

収益分配金額は日経平均株価の推移や為替レートの変動によって変わることはありません。  
 収益分配金額は平成21年7月時点において目標としている運用成果であり、運用状況によっては目標とする分配金額を達成できない場合があります。  
 収益分配金はお客さまの登録口座にお振込みいたします。(収益分配金の再投資は行いません。)



詳細は P5

## Point 2 約3年後から早期償還の可能性がります

単位型タイプの特別勘定は約3年経過後と約4年経過後の判定日の日経平均株価終値がスタート株価以上だった場合、一時払保険料相当額を確保して早期償還します。早期償還すると積立金は「特別勘定マネープールCA2」に移転されます。  
 単位型タイプの特別勘定が早期償還した場合、それ以降の収益分配金は支払われません。  
 単位型タイプの特別勘定は早期償還しなかった場合、満期償還となります。  
 この場合の積立金は、判定期間中の日々の日経平均株価終値が一度もスタート株価の-30%以下に下落しない場合は一時払保険料相当額を確保します。判定期間中の日々の日経平均株価終値が一度でもスタート株価の-30%以下に下落した場合は一時払保険料相当額を確保する機能はなくなります。



詳細は P5~6

## Point 3 万が一の場合には 死亡保障があります

積立期間中(10年)の死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を最低保証します。  
 死亡保険金をお支払いできない場合があります。



詳細は P7

### キーワード

- **運用期間**……単位型タイプの特別勘定で積立金を運用する期間をいいます。
- **判定日**……早期償還の基準を満たすかどうかを判定する日をいいます。設定日の約3年後の平成24年11月19日(月)と約4年後の平成25年11月18日(月)。
- **早期償還**……当初予定していた運用期間が短縮されて、単位型タイプの特別勘定が償還されることをいいます。一時払保険料相当額の積立金額が確保されます。
- **早期償還基準**……判定日における日経平均株価終値が当該基準以上であれば、早期償還が決定となります。**早期償還基準はスタート株価以上です。**
- **スタート株価**……設定時の基準となる日経平均株価。平成21年11月13日(金)、16日(月)、17日(火)、18日(水)、19日(木)の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。

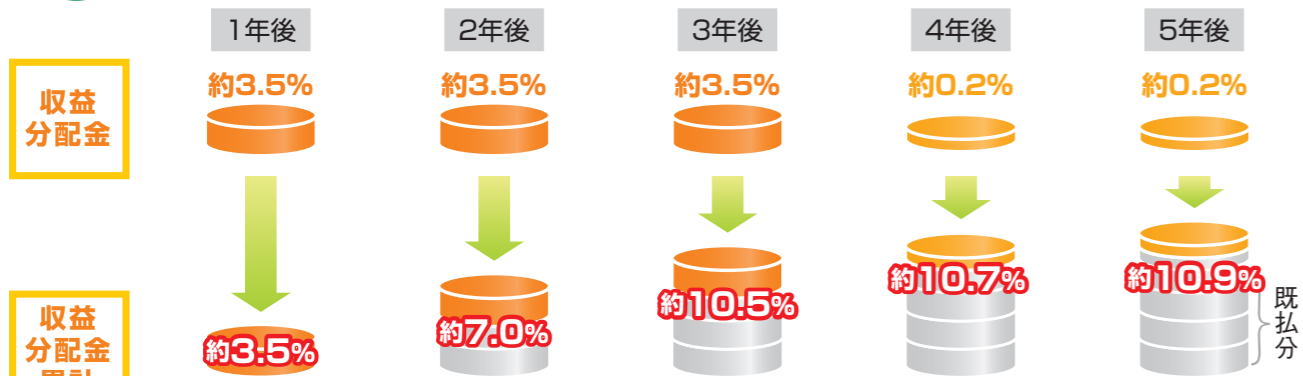
● **ファイナル株価**  
 早期償還せずに満期償還となる場合で、かつ一時払保険料相当額を確保する機能がなくなる場合にのみ参照する数値で、満期償還時の基準となる日経平均株価。平成26年10月14日(火)、15日(水)、16日(木)、17日(金)、20日(月)の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。

● **判定期間(一時払保険料相当額確保)**  
 早期償還せずに満期償還となる場合にのみ参照する期間です。単位型タイプの特別勘定の運用期間約5年のうち、最後の約11ヶ月間(平成25年11月19日(火)から平成26年10月10日(金))の期間となります。  
 →当該期間中の東京証券取引所における日々の日経平均株価終値を参照し、スタート株価と比較して一度も-30%以下に下落しなければ当特別勘定の償還額は一時払保険料相当額となります。**一度でも-30%以下に下落した場合、一時払保険料相当額の積立金額を確保する機能はなくなります。**

# 秋・花ざかりのしくみと特徴

## Point 1 原則として毎年1回収益分配金を受け取れます

一時払保険料相当額に対して、1年後から3年後まで年約3.5%、4年後から5年後まで年約0.2%の収益分配金を受け取れます。



\*早期償還した場合は、その後の収益分配金は支払われません。収益分配金の再投資は行いません。  
\*上記利率は税引前です。税金のお取扱いについてはP14をご覧ください。

### ⚠️ ご注意いただきたい事柄

当特別勘定の投資対象となる投資信託が投資した債券の発行体もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、収益分配金の一部、または全部をお支払いできない場合があります。

## Point 2 約3年後から早期償還の可能性があります

**早期償還** 単位型タイプの特別勘定は、運用開始の約3年経過後と約4年経過後の判定日に早期償還するか判定されます。判定日に日経平均株価終値がスタート株価以上の場合、**一時払保険料相当額を確保して早期償還します。**

	収益分配金支払日	早期償還 判定日
1年後	平成22年11月17日(水)	—
2年後	平成23年11月17日(木)	—
3年後	平成24年11月19日(月)	平成24年11月19日(月)
4年後	平成25年11月18日(月)	平成25年11月18日(月)
5年後	平成26年11月17日(月)	—

\*上記スケジュールは平成21年7月末現在のものです。法令などの変更により祝日等が変更された場合は、この限りではありません。

**満期償還** 単位型タイプの特別勘定は早期償還しなかった場合、約5年で満期償還となります。判定期間中における日々の日経平均株価終値がスタート株価に対して一度も-30%以下に下落しなければ、一時払保険料相当額の積立金額を確保します。一度でも-30%以下に下落した場合は、一時払保険料相当額を確保する機能はなくなります。

早期償還の場合も満期償還の場合も、単位型タイプの特別勘定が償還すると積立期間終了時まで「特別勘定マネーパールCA2」等で運用されます。

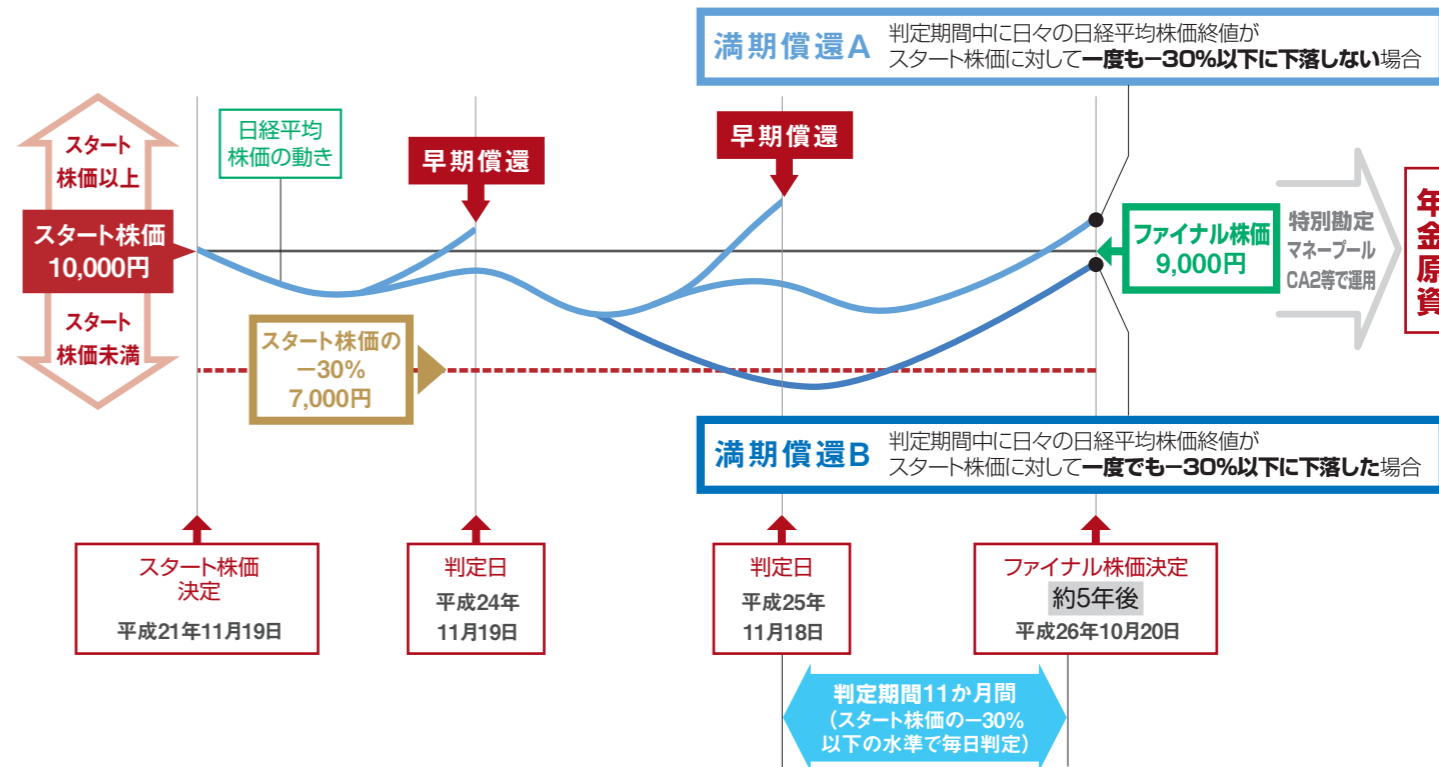
### ⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 単位型タイプの特別勘定が償還すると積立金は自動的に「特別勘定マネーパールCA2」へ移転します。「特別勘定マネーパールCA2」で運用する場合、「特別勘定マネーパールCA2」の運用収益率が年率0.86%未満のときは、保険関係費用は1保険年度180日まで「特別勘定マネーパールCA2」の運用収益相当額を上限とします。180日を超えると保険関係費用が年率0.86%差し引かれ、積立金額が減少する場合があります。
- 償還した積立金をお受取りになる場合は、所定のお手続きを行っていただく必要があります。
- 単位型タイプの特別勘定の運用状況によっては目標とする収益分配金額、償還時の積立金額を確保できない場合があります。

詳細は [P10~13](#)

## 単位型タイプの特別勘定の償還について

**【イメージ図】** スタート株価10,000円、ファイナル株価は9,000円とします。一部解約等があった場合を想定していません。



\*上記の図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金額等を保証するものではありません。

**判定期間** ⇒平成25年11月19日(火)～平成26年10月10日(金)

**スタート株価** ⇒平成21年11月13日(金)、16日(月)、17日(火)、18日(水)、19日(木)の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値

**ファイナル株価** ⇒平成26年10月14日(火)、15日(水)、16日(木)、17日(金)、20日(月)の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値

## 単位型タイプの特別勘定の償還時の積立金額の計算例

**【設定条件例】** 一時払保険料⇒1,000万円。その他の条件は上記の図のとおり。一部解約等があった場合を想定しておりません。

**早期償還** 一時払保険料相当額を確保します

**満期償還A** 償還時の積立金額=1,000万円

**満期償還B** 一時払保険料相当額を確保する機能はなくなります

スタート株価に対するファイナル株価の水準によって償還時の積立金額は決定します。単位型タイプの特別勘定の満期償還時の積立金額は以下ようになります。

$$\text{一時払保険料相当額} 1,000 \text{万円} \times \left( 0.95 + \frac{\text{ファイナル株価} 9,000 \text{円} - \text{スタート株価} 10,000 \text{円}}{\text{スタート株価} 10,000 \text{円}} \right) = 850 \text{万円}$$

\*満期償還で一時払保険料相当額を確保しない場合の上限額は特別勘定繰入額(一時払保険料-契約初期費用)になります。

### ⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 単位型タイプの特別勘定の償還時の積立金額は一時払保険料相当額を超えて増加することはありません。日経平均株価が大幅な上昇となった場合でも、株価上昇のメリットは享受できません。
- 償還した積立金をお受取りになる場合は、所定のお手続きを行っていただく必要があります。
- 収益分配金額、償還時の積立金額は単位型タイプの特別勘定の運用成果によるものです。単位型タイプの特別勘定の運用状況により積立金額が一時払保険料相当額を下回った場合でも、当社が収益分配金額、一時払保険料相当額を保証するものではありません。資産運用の成果とリスクはご契約者に帰属します。

# 秋・花ざかりのしくみと特徴

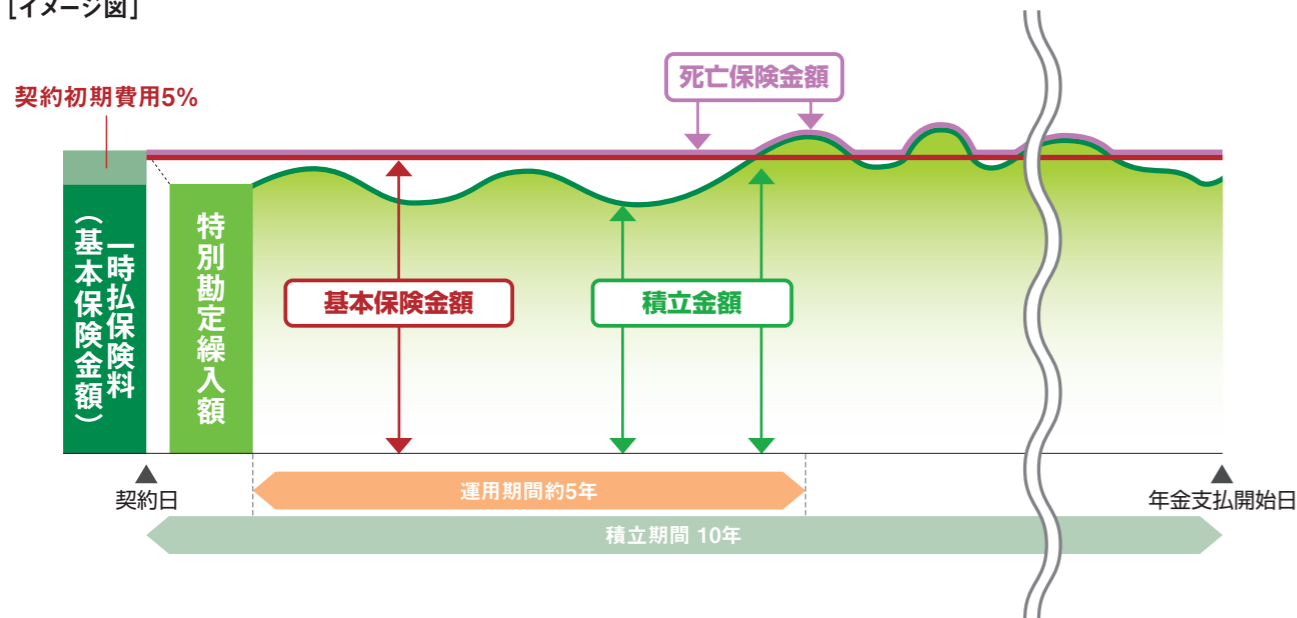
Point  
3

## 万が一の場合には死亡保障があります

積立期間中(10年)の死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を最低保証します。

積立期間中に被保険者が亡くなられた場合、「亡くなられた日の積立金額」または「基本保険金額(一時払保険料相当額)」のいずれか大きい金額を死亡保険金額としてお受取りになれます。一部解約をしている場合は、一部解約後の基本保険金額が最低保証されます。

[イメージ図]



\*上記の図はイメージ図であり、将来の積立金額、年金原資額、年金額等を保証するものではありません。

\*上記の図は一部解約等があった場合を想定してありません。

## 死亡保険金をお支払いできない場合について

- 次のような場合には死亡保険金をお支払いできないことがあります。
  - ・責任開始日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や死亡保険金受取人または保険契約者の故意により被保険者を死亡させた場合
  - ・告知内容が事実と相違したため保険契約が解除された場合
  - ・死亡保険金を詐取る目的で事故を起こしたとき等重大事由により保険契約が解除された場合
  - ・保険契約について詐欺の行為があった場合や、死亡保険金の不法取得目的があり保険契約が無効になった場合
- 死亡保険金額を削減してお支払いすることがあります。
  - ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは死亡保険金を削減して支払うことがあります。ただしこの場合でも、死亡時における解約払戻金額を下回ることはありません。

## 遺族年金支払特約

死亡保険金額の全部または一部を一括受取に代えて遺族年金(確定年金)としてお受取りになれます。

- 死亡保険金受取人は死亡保険金を確定年金でお受取りになれます。
- 年金受取期間は5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年から選択できます。
- この特約を付加しても死亡保険金受取人からお申し出いただければ一括でもお受取りになれます。

詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

# お取扱いについて

## ● 解約・一部解約について

年金支払開始日前に、ご契約の解約または一部解約をして解約払戻金をお受取りになれます。解約控除はありません。一部解約は10万円以上1万円単位でお取扱いします。

### ⚠ 解約・一部解約についてご注意いただきたい事柄

- 解約払戻金額は解約日の積立金額となります。解約払戻金額に最低保証はありません。
- 特別勘定の運用実績によっては解約払戻金額、または一部解約の解約払戻金額および年金原資等の受取総額が、一時払保険料相当額を下回ることがあります。
- 一部解約をされた場合は、基本保険金額は、一部解約日の積立金額に対する一部解約払戻金額の割合に応じて減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \left\{ \frac{\text{一部解約日の積立金額} - \text{一部解約払戻金額}}{\text{一部解約日の積立金額}} \right\}$$

\*死亡保険金額は基本保険金額が最低保証されます。また、収益分配金は基本保険金額に対して定率の金額が支払われます。一部解約をした場合、基本保険金額が減額されますので、死亡保険金額の最低保証額および、収益分配金額は減額されます。一部解約をしていない場合は基本保険金額と一時払保険料相当額は同額となります。

- 一部解約は一部解約後の積立金残高が100万円以上ある場合に取り扱いします。

## ● 積立金額の推移について

- 積立金額は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が差し引かれること、および商品の性質上、一時払保険料相当額より低い評価額で推移する場合があります。
- 単位型タイプの特別勘定は収益分配金を受け取りながら、償還まで保有し、償還時に一時払保険料相当額を確保することを目標に運用します。解約・一部解約は、その時点の積立金額によりますが、償還時の積立金額は、運用途中の積立金額にかかわらず、一時払保険料相当額を確保する条件を満たせば、一時払保険料相当額が確保されます。

一時払保険料相当額を確保する条件について 詳細は [▶ P5](#)

## ● 年金支払移行特約 3年経過後から年金受取が可能です

積立金の全部または一部を年金基金として設定し、年金(確定年金)としてお受取りになれます。

- 年金基金の設定時期: 契約時より3年経過以降、主契約の年金支払開始日の前日まで
- 選択できる年金種類: 確定年金(支払期間:5年、10年、15年、20年、25年、30年、36年)
- 移行年金額: 年金額10万円以上3,000万円まで

単位型タイプの特別勘定の償還時の積立金を年金で受け取る場合は、年金支払移行特約を付加します。この場合、選択できる年金は確定年金(支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)のみです。

### ⚠ 年金支払移行特約についてご注意いただきたい事柄

- 単位型タイプの特別勘定の償還前に年金支払移行特約により年金を受け取る場合、年金原資はその時点の積立金額となり、一時払保険料相当額を下回ることがあります。
- 年金のお支払中、年金管理費用が支払年金額に対して1%控除されます。
- 年金基金設定後は年金基金相当額が一般勘定に振り替えられ、特別勘定による運用は行いません。
- 積立金の一部で年金基金を設定する場合、設定後の積立金額が100万円を下回る場合には年金基金を設定できません。
- 積立金の一部を年金基金にした場合、この契約の基本保険金額は、年金基金として設定した金額を一部解約したものとみなして計算されます。  
※基本保険金額が減額されますので、死亡保険金の最低保証額および収益分配金額は減額されます。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となり、3,000万円を超える部分の積立金額を一括で年金支払開始日にお支払いします。

# お取扱いについて

## ●年金種類について

年金種類		年金支払開始年齢
確定年金	あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。 【年金支払期間】5・10・15年	10歳～90歳

\*ご契約時には確定年金を選択していただきます。保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金を希望される場合は、ご契約後にカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。ただし、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦年金での年金受取は積立期間終了後に限り可能です。

## ⚠️ ご注意いただきたい事柄

- ご契約時において年金額は確定していません。
- 将来お受取りになる年金額は、年金原資額にもとづき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。

## 【ご参考】

### 日経平均株価の推移(月末ベース)



# 特別勘定について

## ⚠️ この商品の投資リスクについて

この商品は一時払保険料から契約初期費用を控除した額を特別勘定で運用し、特別勘定の運用実績によって年金原資額、解約払戻金額、死亡保険金額、および積立金額が変動(増減)するしくみの保険商品です。特別勘定における資産運用は、主に国内外の株式、債券等に投資をする投資信託を通じて行われるため、投資対象である資産の種類に応じて以下のリスクがあり、運用実績によっては契約者がお受取りになる年金原資額や解約払戻金額が一時払保険料相当額を下回り、契約者が損失を被ることがあります。

これらのリスクは契約者に帰属しますのでご注意ください。

- ① 価格変動リスク**  
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により積立金額は減少する可能性があります。
- ② 信用リスク**  
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、当該有価証券の発行体の経営・財務状況が悪化した場合、株式や債券などの価格が下落し、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。
- ③ 流動性リスク**  
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券を売買する場合に期待される価格で売れない可能性があります。この場合、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。
- ④ 金利変動リスク**  
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により積立金額が変動します。一般に市場金利が上昇する場合には債券の価格が下落し、債券を運用対象として含む特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。

## 特別勘定の種類と運用方針

次の特別勘定で運用されます。

タイプ	種類	特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託名	投資信託の運用会社等	運用関係費用
単位型	収益分配型	単位型 H0911	主として日経平均株価の水準により償還価格及び償還時期が決定される円建債券を主な投資対象とした投資信託に投資することにより、定期的な収益分配金の確保と、一定条件のもとで一時払保険料相当額を確保することを目指した運用を行います。	花ざかり条件付運用型ファンド 2009-11VA (日経平均株価判定型) (適格機関投資家専用)	クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社	年率0.2625% (税込)
追加型	金融市場型	マネーパール CA2	主に円建の預貯金、短期金融商品または円建の短期公社債および短期金融商品を主な投資対象とする投資信託に投資することによって安定的な運用を行います。	CAマネーパールファンド (適格機関投資家専用)	クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社*1	各月ごとに決定*2

※当初設定された単位型タイプの特別勘定が償還した後、積立金は「特別勘定マネーパールCA2」に移転されますが、市場環境等に応じ、単位型または追加型タイプの特別勘定を追加設定することがあります。追加設定する単位型または追加型タイプの特別勘定の運用方針、投資対象等については、設定時の市場環境等に応じ、その時点において決定します。

\*1:「特別勘定マネーパールCA2」は、クレディ・アグリコル生命による運用を行う場合があります。この場合、主に円建の預貯金、短期金融商品に投資することにより運用を行います。運用関係費用はかかりません。

\*2:CAマネーパールファンドの信託報酬は以下のとおりとなります。

- ①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に②の率を乗じて得た額とします。
- ②信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.315(税抜0.3)を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年0.0525%(税抜0.05%)未満の場合には、年0.0525%(税抜0.05%)の率とし、年0.3675%(税抜0.35%)を超える場合には、年0.3675%(税抜0.35%)とします。なお、当該指標が改廃等の場合は、委託会社が定める指標を用いることとします。

◆特別勘定には、主に単位型証券投資信託で運用を行う単位型タイプとそれ以外で運用を行う追加型タイプがあります。

◆単位型タイプの特別勘定は、運用する単位型証券投資信託の設定に応じて、特別勘定設定号が定められます。それぞれの設定号ごとに募集期間が定められます。

◆一時払保険料はご契約成立後、「特別勘定マネーパールCA2」に繰入れられます。繰入れられた積立金は、単位型タイプの特別勘定の設定日に単位型タイプの特別勘定に移転されます。この場合の移転に費用はかかりません。

◆単位型タイプの特別勘定の運用期間中に追加型タイプの特別勘定にスイッチング(積立金の移転)を行うことはできません。

※日経平均株価:日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本保険商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

## 金融市場型の特別勘定について

金融市場型の特別勘定に積立金が繰入れられる場合、「特別勘定マネーパールCA2」の運用収益率が年率0.86%未満のときは、保険関係費用は1保険年度180日まで金融市場型特別勘定の運用収益相当額を上限とします。180日を超えると年率0.86%の保険関係費用がかかります。従って、金融市場型の特別勘定の繰入期間が180日を超えると、保険関係費用が積立金から差引かれ、積立金が減少する場合があります。

# 単位型タイプの特別勘定について

## 運用会社の紹介

### ●クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 Crédit Agricole Asset Management Japan Ltd.

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用部門であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー(フランス)の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客さまに資産運用サービスを提供しております。現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、条件付運用型ファンド等のストラクチャード商品、アジア株式、SRI(社会的責任投資)関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。



## 単位型タイプの特別勘定の留意点

募集期間終了後、特別勘定繰入額の総額が以下の場合には、単位型タイプの特別勘定での運用が実行されない場合があります。この場合、当社よりお客さまへ単位型タイプの特別勘定での運用が開始されなかった旨をご連絡いたします。

1. 当社の定める設定金額に満たなかった場合  
⇒お客さまに一時払保険料を払戻します。
2. 当社の定める単位型タイプの特別勘定の設定金額の上限を超えた場合  
⇒単位型タイプの特別勘定で、上限を超えたため設定されなかった部分に対応する一時払保険料をお客さまに払戻します。

## 収益分配金について

原則として運用期間中、1年目から毎年1回、設定時に決められた日に定額の収益分配金をお支払いします。収益分配金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)に対して算出されます。

※一部解約をした場合、一部解約後の収益分配金額は一部解約後の基本保険金額に対して算出されます。

運用期間中	収益分配金(税引前)
1年後～3年後	約3.5%
4年後～5年後	約0.2%

※収益分配金額は日経平均株価の推移や為替レートの変動によって変わることはありません。ただし、早期償還した場合には、その後の収益分配金は支払われません。

### ⚠️ ご注意いただきたい事柄

当特別勘定の投資対象となる投資信託が投資した債券の発行体もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、収益分配金の一部、または全部をお支払いできない場合があります。

# 単位型タイプの特別勘定の投資する投資信託(ファンド)について

以下、当商品「秋・花ざかり」の特別勘定の投資する単位型タイプの投資信託を「ファンド」と呼びます。

## 単位型タイプの特別勘定の投資するファンドのポイントと留意点

- ①原則として1年に1回、定額の収益分配金をお支払いします。
- ②判定日(設定日の約3年後の平成24年11月19日(月)と約4年後の平成25年11月18日(月))の日経平均株価終値が繰上償還基準以上であれば一時払保険料相当額を確保する価額で繰上償還します。(ファンドが繰上償還することにより、単位型タイプの特別勘定は早期償還します。)
- ③繰上償還せずに満期償還となる場合、条件付で一時払保険料相当額を確保する価額で償還します。

### ⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 満期償還時に条件を満たさない場合等は、一時払保険料相当額を確保する価額を割込むことがあります。
- ファンドが投資する円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては目標とする収益分配金や償還価額を達成できない場合があります。
- 当商品を途中解約した場合、既に受取られた収益分配金を考慮しても一時払保険料相当額を確保する価額を下回る可能性があります。

## 単位型タイプの特別勘定が投資するファンドの投資対象

- 投資対象は平成21年7月13日現在においてA-格(スタンダード&プアーズ社)以上またはA3格(ムーディーズ社)以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券に投資します。当該円建債券は、ユーロ市場(自国内取引以外に海外で行われる通貨取引の場)で発行されます。
- 信託期間中、投資債券の銘柄入替は原則として行いません。組入れた債券が償還されるまで保有することを基本とします。
- ファンドは当該債券を可能な限り高位に組入れる予定ですが、一部コールローンなどの短期金融資産を組入れる場合もあります。円建債券の発行体は以下を予定しております。

### ドイチェバンク・アーゲー・ロンドン(Deutsche Bank AG London)

ドイチェバンク・アーゲー・ロンドンは、ドイツ銀行グループの親会社であるドイチェバンクのロンドン支店です。同社は、英国において法人・機関投資家向けビジネスのほか、富裕層顧客向けの資産運用等総合的な金融サービスを提供しています。ドイツ銀行グループは、強い財務基盤と高い信用力、優れた金融テクノロジーを積極的に活用することで、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、証券・投資銀行、コーポレート・バンキング、資産運用等幅広い金融業務を展開する、世界でも有数のユニバーサル・バンキング・グループです。

ドイツ銀行グループの親会社であるドイチェバンクは、1870年に産業革命をほぼ達成したドイツのベルリンで設立されて以来、欧州や世界の時代の変遷の中、海外支店の設立や国際業務の基盤の拡充、イタリア、スペイン、英国およびアメリカにおける大手銀行の買収などを通じて、グローバルな総合金融機関へと発展しました。さらに、2001年10月にはニューヨーク証券取引所に株式を上場しています。ドイチェバンクの格付は、A+格(スタンダード&プアーズ社)、Aa1格(ムーディーズ社)(平成21年7月13日現在)です。

## 発行体の選定方法

円建債券の発行体を選定する際は、運用の委託先であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーが、複数社(通常3社～5社程度)を招いた入札により、グループ会社を優先することなく、信用力を含めファンドにとって最も有利な条件(価格)であると判断した発行体を選定します。

# 単位型タイプの特別勘定の投資する投資信託(ファンド)について

## ファンドの主な投資リスク及び留意点

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、下記のリスクを原因として損失が生じ投資元本を割込むおそれがあります。

以下に記載する投資リスク及び留意点は「特別勘定のしおり」に記載するもののうち、一部の要約であり、当ファンドにかかるすべてのリスクおよび留意点を網羅するものではありません。

投資リスク及び留意点の詳細は「特別勘定のしおり」にてご確認ください。

当ファンドは、全信託期間(ファンドで運用する期間。繰上償還または満期償還まで)にわたってご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中換金による売買差益の追求等には適していません。

## ▶ 投資リスク

### ① 価格変動リスク

- 当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落及び金利の上昇、当該債券の発行体の財務状況の悪化等により、価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が値下がりした場合、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、日経平均株価の水準が一定条件を満たした場合のみ、繰上償還時および満期償還時に一時払保険料相当額を確保するしくみとなっております。従って、その他の信託期間中においては、一時払保険料相当額の確保が保証・約束されているものではなく、年金商品としての積立金額は一時払保険料相当額を下回っている場合があります。

### ② 信用リスク

- ファンドが主要投資対象とする円建債券は、その発行体や保証を与える金融機関の倒産または財務状況の悪化等によって当該債券の利息や償還金を支払うことができなくなる(債務不履行=デフォルト)リスクがあります。
- 債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該債券の価格は値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- この場合には委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。その結果、当ファンドに大きな売却損が発生することがあり、日経平均株価の水準に関わらず、当ファンドが目標とする分配金額や償還価額を達成できない場合があります。
- ファンドの目標とする分配金額及び償還価額は、平成21年7月13日時点において目標としている運用成果であり、投資した円建債券の発行体の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や一時払保険料相当額を確保する償還価額を達成できない場合があります(将来の運用成果等をお約束するものではありません)。

### ③ 流動性リスク

- 当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、原則として信託期間中の銘柄入替を行わず、償還されるまで保有しますが、途中換金に対応するためには当該債券を一部売却する必要があります。当該債券は繰上償還時あるいは満期償還時まで保有することを前提として設計されており、一般に流通している債券と比較して流動性が低く、当該債券の一部売却の際には、期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの途中換金時の基準価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、投資元本を割込むことがあります。

## ▶ 留意点

### ① ファンドの途中換金(年金商品としての解約時)に関する留意点

- 途中換金時には、一時払保険料相当額を確保する償還価額となる機能は適用されません。適用される換金価額は日経平均株価の下落、金利の上昇及び発行体の信用状況等により日々変動するため、お客さまが既に受取られた分配金を考慮してもお客さまが払込まれた一時払保険料相当額を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

### ② 特定の債券への銘柄集中に関する留意点

- ファンドは、原則として設定時に組入れた円建債券を高位に組入れ、満期償還まで保有することを基本とします。
- ファンドが投資する円建債券は単一銘柄であるため、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、特定の債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。

### ③ 基準価額および償還価額の上限について

- ファンドは投資する債券の性質上、株価上昇時の基準価額及び償還価額に上限があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合、株価上昇のメリットを十分に享受できません。

# 税金のお取扱いについて

## ご契約時

お申込みいただいた保険料はその年の生命保険料控除の対象となります。  
※個人年金保険料控除の対象にはなりません。一時払のため、契約初年度のみが適用となります。

## 積立期間

### ■ 収益分配金

収益分配金の差益は、所得税と住民税の対象となります。

年金種類	契約日から5年以内の収益分配金	契約日から5年超の収益分配金
確定年金	20%(所得税15%+住民税5%)の源泉分離課税	所得税(雑所得)+住民税

\*年金種類を変更した場合、税金のお取扱いが変更になる場合があります。

### ■ 解約・一部解約

契約を解約または一部解約したときの差益は所得税と住民税の対象となります。

年金種類	契約日から5年以内の解約・一部解約	契約日から5年超の解約・一部解約
確定年金	20%(所得税15%+住民税5%)の源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

\*年金種類を変更した場合、税金のお取扱いが変更になる場合があります。

### ■ 死亡時

死亡保険金を一括で受け取る場合

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

## 年金受取期間

### ■ 年金

契約内容	契約例			税金の種類	課税対象
	契約者	被保険者	受取人		
受取人が契約者自身の 場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+住民税	毎年の年金受取時に所得税(雑所得)と住民税が課税されます。
	本人	配偶者	本人		
受取人が契約者以外 の場合	本人	配偶者	配偶者	年金開始時:贈与税 年金受取時:所得税(雑所得) +住民税	年金支払開始日に年金受給権(相続税法第24条評価)に対して、贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)と住民税が課税されます。

税制上のお取扱いは平成21年7月末現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。また個別のお取扱いについては税理士もしくは所轄の税務署等にご確認ください。

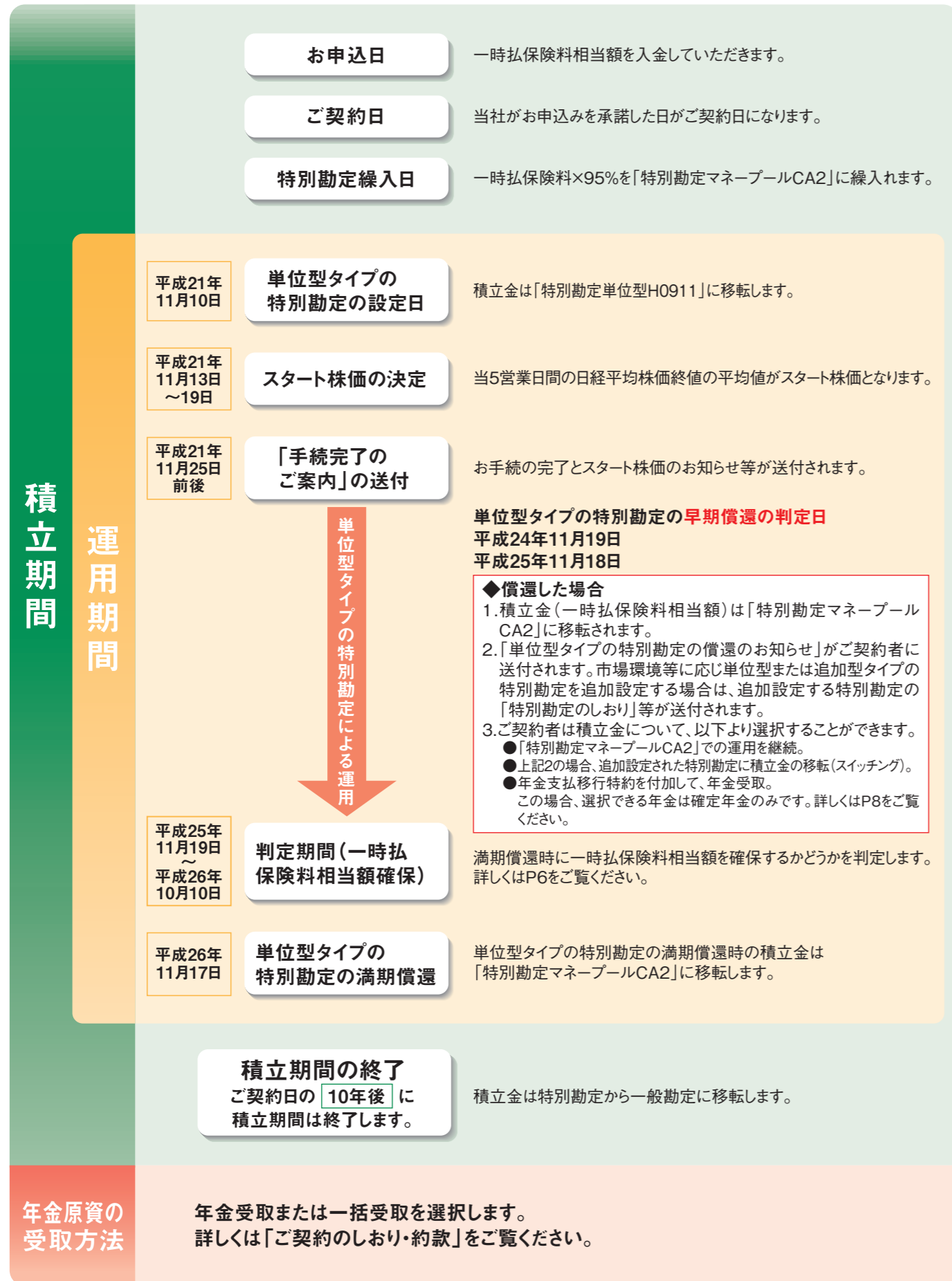
## ● クーリング・オフについて

この商品は、クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)制度の対象です。

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、当社はお申込みいただいた金額を全額お返します。
- お申込みの撤回またはご契約の解除は、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、上記の期間内(8日以内の消印有効)に書面により当社宛にお申出ください。
- お手続きについては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

# お申込みからの流れ

募集期間:平成21年9月14日～平成21年10月30日



# ご契約について

ご契約について	
募集期間 平成21年9月14日(月)～平成21年10月30日(金)	
被保険者のご契約時の年齢	0歳～80歳
保険料	100万円以上3億円以下(1万円単位)
保険料の払込方法	一時払のみ
年金受取人	契約者または被保険者
告知	職業告知のみ
保障の責任開始日	クレディ・アグリコル生命保険株式会社がお契約をお引受けすると承諾した場合は、一時払保険料のお払込と告知がともに完了した日を責任開始日とします。
積立期間	10年
年金種類	確定年金 支払期間5年、10年、15年 *ご契約時には確定年金を選択していただけます。保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金を希望される場合は、ご契約後にカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。ただし、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦年金での年金受取は積立期間終了後に限り可能です。
増額	お取り扱いしません。
解約	解約時の積立金額を払戻します。解約控除はありません。
特約	●年金支払移行特約 ●遺族年金支払特約
収益分配金	原則として運用期間中毎年1回お支払いします。
契約者貸付	お取り扱いしません。

単位型タイプの特別勘定について	
参照資産	日経平均株価 *この商品において参照する日経平均株価は終値を用います。
運用期間	約5年
収益分配金	一時払保険料相当額(基本保険金額)に対して、1年後～3年後 年約3.5% 4年後、5年後 年約0.2%
スタート株価	平成21年11月13日(金)、16日(月)、17日(火)、18日(水)、19日(木)の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して小数点第4位まで算出します。
早期償還基準	判定日における日経平均株価終値の水準が <b>スタート株価以上の場合</b> 、一時払保険料相当額を確保して早期償還します。
判定日	設定日の約3年後の平成24年11月19日(月)と約4年後の平成25年11月18日(月)
判定期間(一時払保険料相当額確保)	平成25年11月19日(火)～平成26年10月10日(金)
ファイナル株価	平成26年10月14日(火)、15日(水)、16日(木)、17日(金)、20日(月)の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して小数点第4位まで算出します。
償還時の積立金額が一時払保険料相当額(基本保険金額)を下回る可能性がある条件	判定期間に一度でも日経平均株価終値がスタート株価の-30%以下に下落し、満期償還した場合。償還時の積立金額はスタート株価に対するファイナル株価の割合が反映されます。この場合の上限額は特別勘定繰入額(一時払保険料-契約初期費用)になります。

**⚠️ ご注意いただきたい事柄**

- 判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が早期償還基準に達していたとしても、当該判定日における日経平均株価終値が、早期償還基準に達していなければ単位型タイプの特別勘定は早期償還となりません。
- 単位型タイプの特別勘定の償還時の積立金額は一時払保険料相当額を超えることはありません。日経平均株価が大幅な上昇となった場合でも、株価上昇のメリットは享受できません。

# 諸費用について

## 諸費用

この商品にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険関係費用」、「運用関係費用」と年金受取期間中の「年金管理費用」の合計となります。

契約初期費用	保険契約の新規成立等のために必要な費用。一時払保険料に対し <b>5%</b>
保険関係費用*1	保険契約の維持管理等や死亡保障等をするための費用。特別勘定の積立金に対し <b>年率0.86%</b>
運用関係費用	特別勘定の運用に関する費用。 ※運用手法の変更や運用資産額の変動等により、将来変更される可能性があります。
信託報酬	単位型タイプの特別勘定が投資する投資信託の元本総額に対し <b>年率0.2625% (税込)*2</b>
その他の費用	信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の運用に関わる費用。 費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため、表示することができません。
年金管理費用	年金の支払や管理等に必要な費用。年金支払金額に対し <b>1%</b>

\*1: 金融市場型の特別勘定「特別勘定マネーパールCA2」に積立金が繰入れられる場合、「特別勘定マネーパールCA2」の運用収益率が年率0.86%未満のときは、保険関係費用は1保険年度180日まで「特別勘定マネーパールCA2」の運用収益相当額を上限とします。

\*2: 「特別勘定マネーパールCA2」の投資対象となる投資信託の信託報酬は、毎月ごとに決定されます。最大で年率0.3675% (税抜0.35%) となる場合があります。P10\*2をご覧ください。

### ⚠️ ご注意いただきたい事柄

- 当初設定した単位型タイプの特別勘定が償還した場合、償還後の積立金は「特別勘定マネーパールCA2」で運用されます。
- 当初設定された単位型タイプの特別勘定が償還した後、市場環境等に応じ、単位型または追加型タイプの特別勘定を追加設定することがあります。
  - ① 追加設定された単位型タイプの特別勘定に積立金の移転を行う場合、追加設定する単位型タイプの特別勘定に移転する金額に対して2%の移転費用がかかります。  
この場合、この商品にかかる費用は「契約初期費用」「運用関係費用」「保険関係費用」「年金管理費用」と「積立金の移転費用」の合計となります。
  - ② ご契約者の選択により追加型タイプの特別勘定に積立金の移転を行う場合、1保険年度15回目までは無料です。16回目からは1回につき1,000円の特別移転費用がかかります。  
この場合、この商品にかかる費用は、「契約初期費用」「運用関係費用」「保険関係費用」「年金管理費用」と1保険年度16回以上、積立金の移転(スイッチング)を行った場合は「特別移転費用」の合計となります。

# 情報提供・サービスについて

## ご郵送



- スタート株価等のお知らせ(手続完了のご案内)
- ご契約状況のお知らせ ● お支払金のご案内
- 単位型タイプの特別勘定の償還のお知らせ 等

## インターネット



- インターネットによるサービス
- 当社Webサイトで積立金額のご照会、ご契約内容のご確認等ができます。

## お電話



- フリーコールによるサービス 生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、下記までご連絡ください。

**CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE**  
クレディ・アグリコル生命

カスタマー  
サービスセンター



**0120-60-1221**

受付時間:  
月～金曜日 9:00～17:00  
(祝休日・年末年始の休日を除く)

# クレディ・アグリコル・グループについて

クレディ・アグリコル・グループは、総資産約1兆7,840億ユーロ(230兆円)\*1、世界70か国以上で金融サービス事業を展開する世界有数の総合金融グループです。

リテール銀行業務に強固な基盤を保持する一方で、生命保険事業に関しても、1986年にフランス初のバンカシュアランス(銀行窓口における生命保険販売)専門の生命保険会社を設立し、以来20年以上にわたりバンカシュアランスのパイオニアとしての地位を確立しています。近年ではフランス国外においても積極的にバンカシュアランス事業を展開しており、着実にそのビジネスを発展させています。

総資産 **約1兆7,840億ユーロ**  
(230兆円)\*1  
(2008年 世界第6位)\*2

世界**70**か国以上で  
事業展開

設立 **1894**年

\*1 数値は2008年12月31日現在  
換算レート:1ユーロ=129.46円で円換算  
\*2 出典:The Banker July 2009  
「世界の銀行トップ1000」  
2008年ランキング

## 【格付】

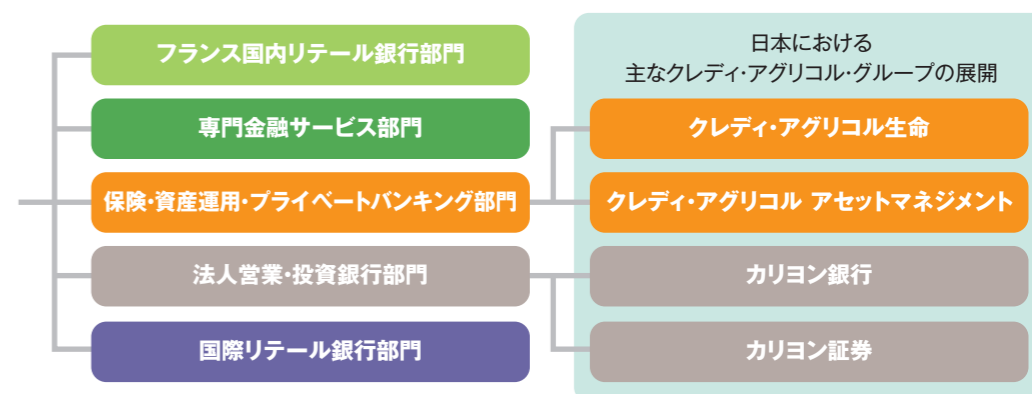
格付機関	短期	長期
ムーディーズ	<b>P1</b>	<b>Aa1</b>
スタンダード&プアーズ	<b>A1+</b>	<b>AA-</b>
フィッチ・レイティングス	<b>F1+</b>	<b>AA-</b>

※格付はクレディ・アグリコル・エス・エー(クレディ・アグリコル・グループの持株会社)に対する2009年7月末時点の格付機関による評価であり、日本におけるクレディ・アグリコル生命保険株式会社に対する評価ではありません。また、本格付は保険金等のお支払いを保証するものではありません。

**CRÉDIT AGRICOLE S.A.**  
(グループ統括会社)



クレディ・アグリコル・グループ本部(パリ)  
CASA写真家: Didier TRIQUET



# クレディ・アグリコル生命について

クレディ・アグリコル・グループの日本での生命保険ビジネスを担うクレディ・アグリコル生命は、2007年11月に営業を開始しました。同グループの法人営業・投資銀行部門のカリヨン銀行およびカリヨン証券(1936年旧インドシナ銀行による横浜駐在員事務所開設)、資産運用部門のクレディ・アグリコル アセットマネジメント(1986年7月設立)と連携しながら、欧州で培ったバンカシュアランスの経験・ノウハウを最大限に活用しつつ「シンプル」、「革新的」かつ「上質」な商品やサービスを日本の皆さまに提供しています。



クレディ・アグリコル生命本社外観